

健康日本 21（第二次）推進専門委員会の設置について

平成 26 年 6 月 3 日
厚生科学審議会
地域保健健康増進栄養部会了承

1. 目的

急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合は、約 3 割となっている。

厚生労働省では、平成 12 年より生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題について目標等を選定し、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり対策として「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」（以下「健康日本 21」という。）を推進している。

平成 25 年 4 月 1 日に「健康日本 21（第二次）」を開始しており、目標設定後 5 年を目途にすべての目標について中間報告を行うこととされている。「健康日本 21（第二次）」の進捗を確認し、着実に推進することを目的として、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会に「健康日本 21（第二次）推進専門委員会」を設置する。

2. 検討事項

下記の項目について、科学的知見に基づき検討を行う。

- （1）「健康日本 21（第二次）」の進捗確認や目標の在り方等に関する事項
- （2）その他「健康日本 21（第二次）」の推進に関する事項

3. 構成

- （1）専門委員会の委員は別紙のとおりとする。
- （2）委員の任期は「健康日本 21（第二次）」の中間報告までとする。
- （3）委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成 23 年 10 月 14 日地域保健健康増進栄養部会長決定）第 3 条に従い、専門委員会委員の中から部会長が指名する。
- （4）副委員長は、委員長が指名する。
- （5）委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

4. 委員会の運営等

- （1）専門委員会は委員長が招集する。なお、委員長は審議の必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
- （2）委員長は、必要と認めるときは、専門委員会に作業部会を置くことができる。
- （3）専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- （4）専門委員会の庶務は、健康局がん対策・健康増進課において総括し、及び処理する。

(別 紙)

健康日本 21 (第二次) 推進専門委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

岡村智教	慶應義塾大学医学部教授
北原佳代	三菱日立パワーシステムズ(株) 横浜工場 健康管理センター産業医
谷川 武	順天堂大学大学院医学系研究科 教授
○辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授
津下一代	あいち健康の森健康科学総合センター長
中板育美	公益社団法人日本看護協会常任理事
中村正和	公益社団法人 地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター長
西村正治	北海道大学病院第一内科 教授
樋口 進	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター病院長
深井穫博	深井保健科学研究所 所長
宮地元彦	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 健康増進研究部長
宮野廣美	伊奈オリーブ薬局 薬剤師
村山伸子	新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科 教授
山縣然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授
山之内芳雄	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 所長補佐 精神保健計画研究部長
吉村典子	東京大学大学院医学系研究科 22 世紀医療センター 関節疾患総合研究講座 特任准教授
若尾文彦	国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策情報センター長

○委員長